原告　主として原子炉施設を担当する、とはどういうことか。

石川　関連部分の審査に加わることもあるから。

原告　本件では？

石川　他のグループに行ったことはないし他のグループからきたかどうか覚えていない。

原告　「外部からの飛来物ならびに航空機」については？

石川　主としてAグループでやったと思うが、合同だったかもしれない。

原告　本件についても審査したのか。

石川　航空機については、審査の必要がないということでやっていない。

原告　必要はないという結論はどこで？

石川　結論に至るまでの議論はやった。

原告　「指針」はあったのか。

石川　本件の審査の時にはなかったが、その後の改訂版にはある。

原告　それでは、どうして審査を？

石川　内規ないしは知見に基づいて。

原告　具体的な内容は？

石川　覚えていない。

原告　どうして議論になったのか。

石川　航空機に問題あり、ということで。

原告　議論に使われた資料は？

石川　伊方原子炉の上空には定期航空路はなく、米軍機は低空飛行しないよう行政指導に従う、ということを聞いた。

原告　許可申請書には？

石川　なかったと思う。

原告　四電には提出させなかったのか。

石川　事務局はさせたと思う。

原告　申請書にも内規にもないものをどうして議論したのか。

石川　航空路についての資料は入手した。

原告　しかし、審査したという証拠は何もない。議論が必要といったのは誰か。

石川　誰か覚えていない。私ではない。

原告　審査したのか、いつか。

石川　航空機墜落の確率が10^{-7}以下と判断したことは明確にいえるが、それは審査の終る近傍だったとしかいえない。

原告　どこで？

石川　安全審査会で。

原告　審査しなくていいと判断した資料は他にないのか。

石川　いまは、覚えていない。

原告　航空路はどんな資料だったのか。

石川　書いたものはなかった。

（以下次号に）

会計報告（'92.11/1～10/30）

収入	
会費	6、000
ニュース講読料	36、000
コピー代	10、840
計	52、840
支出	
ニュース印刷代	30、000
郵送料	12、120
振替手数料	125
資料費	5、974
事務用品費	21、238
報告集会弁護団旅費	315、280
ゼロックス・リース料	10、300
ゼロックス・コピー料	26、074
計	395、037
差引	−342、197
積立金合計	2、058、997

伊方訴訟ニュース

第232号
1992年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪3－48780

最高裁不当判決抗議・報告集会

弁護団からの詳細な報告を受け 闘いを更に強め前進していく決意を表明

１１月２２日午後３時から、ミカンの取り入れの最中である上に、他の行事も重なる中で、伊方周辺はじめ松山や高松からの住民・市民約５０名が八幡浜市の労働会館に集まり「住民不在の伊方１号炉最高裁不当判決抗議・報告集会」が開かれた。弁護団からは藤田団長はじめ、仲田、浦、畑村の４弁護士と、荻野、久米の両補佐人が出席。

最初に原告団長の広野さんが開会のあいさつに立ち、原告住民らの意見も全く聞かないままに最高裁が突然に出した判決を、報道関係者からミカン畑で聞いた無念さを語り、これまでの裁判だけでも２０年に及んだ苦闘のあとを振り返りながら、私たちが裁判所を追い詰めたのであり、私たちの闘いはひるむことはないと、とつとつとした口調で決意を表明。

つづいて、出席の八幡浜地区労働組合評議会議長と日本社会党八幡浜支部長からの連帯のあいさつを受けたあと、藤田弁護団長が、最高裁判決の通知を受けた経緯と、これまでの２０年近い裁判闘争の経過と特徴などについて詳細な報告を行った。その概要は以下のとおり。

o最高裁からの「通知」

判決が出た朝、報道関係者らから判決が出たことを聞かされて知った。やがて最高裁の書記官から電話で「判決はそちらに送ってよろしいか」と。「判決の内容はどうなんだ」と聞くと「棄却です」、「理由を読んでくれ」というと、「それは勘弁して下さい」。

（次頁へ）

２号炉第３８回公判
１月２２日（金）午前１０時から終日
松山地裁大法廷

国側石川証人に対する原告らによる第３回目の反対尋問。

前回、裁判長は國側からの要求を受け入れ、今回で石川証人に対する反対尋問を打ち切る姿勢を明らかにした。

１号炉訴訟での最高裁判決を笠にきて国と裁判長は、さらに居丈高に住民側に審理の促進を求めることであろう。そうした中で、居直りの姿勢を強めるであろう石川証人を、住民の立場から厳しく追及する原告らを激励しよう。

o最高裁への働きかけの経過

上告してから何度も「上告理由補充書」を携えて最高裁に出向いた。チェルノブイリ事故についての詳細な書面や、これまでの国や裁判所の主張が崩壊した美浜２号炉事故についての書面などを。その都度、同道した広野さんら原告との面会は一切拒否され続けながら調査官（裁判官経験者）と面談し、上告後さらに明らかになった「安全神話の崩壊」も考慮して、審理を促進してほしいと要請。最後には上席の調査官が監視役として同席するほど最高裁もピリピリしていた。

そして、原子力安全委員会や通産省が、法廷で一貫して「想定不適当」と主張してきた「シビアアクシデント」の検討を電力会社に指示したという新しい展開について、書面を準備していた最中に判決が出た。

o提訴の経過

住民の人たちから「環境権」で裁判がやれないか、との相談を受けたが、もっと具体性のある訴え、すなわち、身体、生命、財産など、いわゆる「人格権」の侵害を打ち出してやるべきではないか、と反対提案した。それで沙汰止みかと思っていたが、設置許可取り消しの方向でやりたいとの再度の申し出があった。引き受けたら一身上も大変なことになると覚悟しながら、仲田、新谷両弁護士などの協力を取り付けて、期限ぎりぎりに異議申立を提出し、続いて提訴に踏み切った。

o裁判に対する基本的な構え

破局的な災害をもたらす莫大な量の放射能を蓄積しながら運転する原発の存在は許されない、という基本的な主張と、政党などの介入を許さない自発的な運動に根ざしてやりたい、という２点を中心に据えた。

o一審における国の対応の変遷

國側の代理人は、はじめのうちは、「原子力発電の安全性を証明したい」と、意気軒高だった。しかし、頼みにしていた「専門家」証人が、次々と証言台で立ち往生し、うつむいたまま絶句するという有様に、方針を転換し、「原告らには、国の設置許可取り消しを求める裁判を起こす権利（原告適格）はない」という主張と、「エネルギー源に乏しい日本にとって、原発は不可欠である」との政策論を前面に押し立てるようになった。

その過程で、前言を翻しやすいように代理人を替え、ついには「奥の手」として、結審間近に裁判長をすげ替えるということまでやってのけた。村上裁判長と替った最初の裁判長、「安中鉱毒公害裁判」で悪名をとどろかした植村裁判長は、ギックリ腰を口実に逃げ出した。そのあとやってきた柏木裁判長は、もちろん、証人調べには全く立ち合っていない。そのことをいいことに、國側の１級の証人である三島東大教授の証言を、「証拠として採用しがたい」と片付けるなど、空勇を振るって無茶苦茶な「お手打ち判決」を書き、住民らの必死の訴えを退けた。

これに対して原告らは「辛酸佳境に入る」と書かれた有名なのぼりをかかげて、無念の心の内をあらわした。

o控訴審での裁判所の対応

控訴審の最初の裁判長であった小西裁判長は、公判を開く前から弁護団に対して「事実審理に入らずに手続き問題だけを審理したい」とか、「早く最高裁に送りたい」などと表明し、弁護団の厳しい抗議を受けた。そして、第３回公判の直前に発生したスリーマイル島原発（ＴＭＩ）事故によって、國側と裁判所はいっそう苦しい防戦を強いられた。

ＴＭＩ事故のあふりを受けた国側は「運転ミスも防げる」とのこれまでの主張を「運転管理は、基本設計を対象にしている安全審査と関係ない」と転換した。その主張にすがることにした宮本裁判長は、原告が追加申請していた証人も採用しないままに強引に結審し、「ＴＭＩ事故も本件安全審査の合理性に影響を与えない」との判決で住民を打ち負かし、最高裁もそれをそのまま踏襲した。

o最高裁判決の中身

最高裁に出向いた際、調査官は「膨大な裁判資料が入っているロッカーは『開かずの扉』ですよ」と苦笑していたが、これ以上延ばすのはヤバイということで今回の判決を出さざるを得なかったのであろう。判決の最も重要な点は、行政の判断の「非合理性」が明確にならない限り、住民の主張が正しくとも住民の負け、ということである。

異例の判決遅れ

つづいて仲田弁護士は、最高裁の判決と姿勢を次のように批判した。

o今回の判決の中身は、たった１０数頁にすぎず、中身は全くないと云える。しかも、普通は判決期日は前もって知らせる習慣になっているのに、それもしないままに、新聞記者への発表よりあとに、突然に知らせるというひどいやり方であった。

o最高裁が上告から８年近くたってから判決を言い渡すというのも異例で、いかに最高裁が追い詰められていたかを示している。

o最高裁は面接に行った広野さんに会うことを拒んだが、そんなことは、見学に行った米国の最高裁では考えられないことである。米国では、見学者にさえ歓迎の姿勢を示し、日本では規格化されている裁判官のイスも、それぞれの背丈に合わせて作られているなど一般の人たちと触れ合う人間らしさを大切にしている。

o敗訴にはなったが、追い詰められたのは裁判所であり、これからも、国の許可処分の無効確認訴訟や、電力会社相手の民事訴訟なども含めて、裁判闘争はやれる。もちろん、裁判は運動の一部にすぎないことも銘記して頑張ってほしい。

「違法」を「正当」に

浦弁護士は、伊方弁護団に参加したのは弁護士になって２年目で、提訴の時も松山地裁に行った、と前置きし、法廷での審理のハイライトの一つとなった「固体廃棄物の最終処分」について、つぎのように判決の苦しい言い逃れを強く批判した。

松山地裁の一審判決では、固体放射性廃棄物の「最終処分の方法」については、原発の設置許可申請に際して、「放射性廃棄物の廃棄に関する説明書」を提出しなければならないことから、「その審査をしなかった本件安全審査には違法があるといわねばならない」と明快な判断を下した。しかし同時に「固体廃棄物の貯蔵、保管は安全にされることになっているから、その審査の欠除は、本件許可処分を取り消すべき瑕疵とはいえない」と、苦しい言い逃れで国を救った。

高松高裁は、国の主張を取り入れて、「安全審査の対象は原子炉施設の基本設計だけであり、固体廃棄物の最終処分はその対象でない」と判示して一審判決の上記部分を抹殺し、最高裁もそれを追認した。

裁判の成果： 資料の公開

畑村弁護士は、「伊方訴訟が提訴されたの

はちょうど弁護士になった直後であり、自分の弁護士生活に深くかかわっている」と述べたのち、最高裁判決の背景と、裁判で得られた成果について次のように報告した。

一審以来、法廷で展開された審理の状況は原発の安全宣伝を信じていた國側の代理人たちには意外であったに違いない。だから裁判所も、審理の実態を追究して判断することをやめ、国にもたれた判決を出したのであり、当然、「欠陥判決」としか言いようがない。

しかし、得られた成果もあり、とくに、裁判所に要求した「文書提出命令」が出て、人目にふれなかった安全審査資料が、それ以降公開されるようになったことは、他の裁判にも大きな影響を与えていると思う、と。

「御用学者」の生態

荻野補佐人は、「判決を読んで、情けないという思いだった」とのべ、とくに、原発推進に協力している「御用学者」の実態について、次のように報告した。

美浜２号炉事故が起こった時、伊方の法廷で内田秀雄証人が必死になって「蒸気発生器の細管が破断するようなことは絶対起こらない」といっていた顔を思い出していた。しかし、まもなくテレビで内田氏が「予定どおりＥＣＣＳが働いたからたいしたことでない」と、いけしゃーしゃーと話しているのを見聞して、ほんとうに情けない思いだった。

自分は京大の原子力関係の研究室にいるが、まわりの研究者の中にも「権力の下僕」としての科学者の姿が、ますます深まってきているように思う。「このままでは事故が起こる」と云っても、まじめに相手にしてもらえないという状況の中に、日本でも原発事故は不可避だとの思いを強めている。法廷で私たちが主張してきたことが現実にならないよう、そして、今回の判決が事故を誘発することのないよう願っている、と。

各地の支援の人たちに感謝

最後に報告した久米補佐人は、「伊方訴訟を支援する会」の世話人として、会が発足して以来１９年３ヵ月の間に寄せられた金額は合計で約６１５０万円にも達していること、しかも、それはすべて、全国各地でなんらかの形で反原発運動にかかわっている人たちからの会費、「訴訟ニュース」の講読料およびカンパであることを報告した。そして、これまでの長期の大裁判を、政党や労働組合などの組織的な財政支援に頼らずにやってこれた大きな力となってきたと、全国の支援の人たちに感謝の意を表明した。

そして、敗訴とはなったが、これまでの裁判闘争は「壮大なゼロ」ではなく、他の諸先生からも報告されたように、住民に追い詰められたのは裁判所であり、苦し紛れに出した判決の中には、こんごの運動や裁判に活用できる次のような点もあると指摘した。

①「文書提出命令」によって安全審査資料が「設置許可申請書添付資料」として公開されるようになり、なお、隠されているものもあるが、各地の裁判で役立っている。

②「もんじゅ」訴訟で最高裁が認めた「原告適格」は、いうまでもなく伊方訴訟が切り開いた成果であり、最高裁に至るすべての裁判所が「原発は社会的に超危険物である」ということを認めたことは、反原発運動にとって大きな武器となっている。

③行政の裁量を優先させた見かえりとして「安全審査資料をすべて保持している行政」に立証責任を明確に負わせたことは、電力会社等を相手にした裁判でも有利な武器として使え、その意義は大きい。

④国も最高裁も「基本設計」に逃げ込んだが、その代償として「国は電力会社にかわって原発の安全を直接保証するものではない」と云わざるを得なくなり、各地の原発誘致派の「安全は国にまかせて金を取ろう」という作戦にブレーキをかけている。

参加者の発言

予定の時間が迫ってきていたために、参加していた人たちからの質問や意見に、ほとんど時間が取れなかったが、高松の「支援の会」の太田さんが、控訴審が高松で開かれると聞き、原発や裁判のことをあまり知らないままに、遠路出掛けてくる原告らの世話などで、高松の有志の人たちが献身的に裁判を支えた実状の一端を報告した。

また、松山市民を代表して丸井さんが、判決を読んで、住民無視の姿勢に怒りを感じたこと、そして最近１年間居たドイツでの原発裁判の判決とくらべて、とても時代遅れであると感じたことなどを話した。そして松山で最高裁あての抗議葉書（下記）を出そうと市民に呼び掛けたところ、現在までに１３００枚にも達していることを報告し、２号炉裁判の支援とともに、３号炉の運転を許さない運動を進めていきたいと報告。

抗議葉書

今回の伊方原発１号機訴訟判決では、多発する重大事故を無視し、安全審査の実質審査を避け、ひたすら形式的手続きに逃げ込みました。これは裁判所自らの責務の放棄であり、原発推進行政への追従です。私は、このような市民の安全、すなわち憲法に保障された基本的人権を顧みない判決に強く抗議します。

ついで、健康がすぐれないために欠席された伊方原発反対八西連絡協議会事務局長の矢野さんと、東京の「支援の会」からのメッセージが紹介されたあと、最後に、下記の声明文を全員の大きな拍手で採択し、３時間に及んだ集会の幕を閉じた。

声明文

１９７９年７月、伊方町議会が原発誘致決定をして以来、伊方町住民を始め周辺住民、県下の労働者、市民は危険な原発に反対して闘いに立ち上がった。

そして、伊方１号機の設置許可の取り消しを求める裁判を１９７３年に伊方町など地域住民が提訴した。

１審、２審においては、原告住民はもとより、周辺住民、国民にとっても認めることのできない不当なる判決が出され、原告は１９８４年１２月、最高裁に上告した。

以来、７年以上の歳月を経て、本年１０月２９日、最高裁は突然に判決を行った。しかし、その判決と判決理由は、原告の主張と、国の安全審査の結論のどちらが正しいかを司法として判断すべきであったのに、裁判所の非力を口実にして実態の無い「専門家」なるものにすべてをゆだね、安全論争から逃げた無責任極まりない不当な判決であった。

最高裁の「棄却」判決は、正に、最高裁と司法の権威そのものを自ら「棄却」したものに他ならず、国民の信頼を大きく失ったものである。

原告をはじめとする地域住民、ならびに本集会に結集した我々は、この不当判決に屈することなく、世界に広がる脱原発の願いと潮

流の中で、伊方原発１号機、２号機の運転中止と、３号機の建設中止を求める闘いを、更に強め前進していく決意である。

１９９２年１１月２２日

住民不在の伊方１号機最高裁不当判決

抗議・報告集会参加者一同

石川証人に対する反対尋問の内容

（その１）

２号炉第３７回公判（１０月２日）の概略については前号に報告したので、以下では石川証人に対する原告住民側からの反対尋問と、それに対する同証人の答弁の詳しい内容を順次報告する。

國側証拠にも明記されている「通産省技術顧問会との合同審査」も「記憶にない」

原告　これまで安全審査に関わってきた原発は、どことどこか？

石川　原子炉安全専門審査会の調査委員としては、伊方２号炉など７件、その後通産省技術顧問となってからは、島根２号炉など７件である。

原告　技術顧問というのは、安全審査にどういうふうに関わるのか？

石川　通産省職員が行う行政審査をチェックし、アドバイスする。答申書は作らない。

原告　そのやり方は？

石川　通産省職員が疑義あるものについて尋ねる。

原告　本件２号炉の審査の当時は、通産省技術顧問の関わり方はそうではなかったな？

石川　原子力委員会での審査後の詳細設計の段階で関わっていたのでは。

原告　安全審査会に同席していたのでは？

石川　技術顧問と兼務していた審査委員のことでないか。

原告　具体的には誰か？

石川　三島さん。

原告　たった一人か？

石川　確かなことは知らない。

原告　１６～７回も審査していても？

石川　審査に関係した専門以外のことは知らない。

原告　被告の乙４号証に書いてある箇所を読んでほしい。

石川　「技術顧問会と合同で審査した」と。

原告　証言と矛盾しているな。

石川　記憶の誤りというほかない。

原告　そのことを認めたことで、本件２号炉の審査の実態が全く不明となった。

石川　安全審査の事務局に通産省の職員が入っていたことを思い出した。

原告　事務局に技術顧問会のメンバーはいるのか？

石川　いない。

原告　それでは合同審査とは何か？

石川　審査の手続きについては、忘れてしまうほど知らない、ということだ。

原告　これで、合同審査について証言が得られないことがはっきりした。

安全審査方式の改正と「公開ヒアリング」

原告　本件２号炉の安全審査後に「合同審査」をやめたのはどうしてか？

石川　制度改正で行政庁審査と原子力安全委員会による審査の二本立てとなったから。

原告　両者を分離したのは、原発の推進と安全規制を分離する必要があったからではないか。

石川　そうかどうか知らないが、実際には分離した。

原告　社会的な要請だったことも知らないのか。

石川　前回にそうだといった。付言すると安全審査の知識の蓄積の必要も一方であったのではないかと推察している。

原告　同時に「公開ヒアリング」を制度化したが、それはなぜか。

石川　その位置付けについては証言できない。

原告　本件２号炉ではどうだったか。

石川　なかったと思う。

原告　それに類するものも。

石川　なかったと思う。

原告　証人には、そうしたことをやる考えはなかったのか。

石川　自分は原子力規制法にしたがって責任を果たしただけで、公聴会について個人的な意見をのべることは適切でないと思う。

原告　我々住民としては、安全審査を行った人たちから意見が出ると思っていたが。

石川　公聴会についての意見は出なかったと思う。

安全審査の基準は大丈夫か

原告　本件安全審査は「指針」と「めやす」に基づいてやったのか。

石川　そうだ。

原告　「内規」というのは？

石川　「指針」以前の準基準といえるもので、たとえばＥＣＣＳの有効性判断のもの。

原告　本件で使った諸基準は、いつ作ったのか。

石川　だいたいは云えるが正確には無理。

原告　審査での「指針」の位置付けは？

石川　外れていたら駄目で、他の証拠で証明出来ない限り合格しない。

原告　「安全設計審査指針」も変更されたというが、誰が、ころころ変わる「指針」の妥当性を判断するのか。

石川　「安全基準部会」で採択する。変更といっても、本質的なものは変わらず、世界の趨勢にそってよりよいものにする。

原告　同じような基準で作られていたはずのスリーマイル島、チェルノブイリ、美浜２号などの原発で大事故を起こしているから、基準は大丈夫なのかと尋ねている。

石川　「指針」がころころ変わっていることはない。ＴＭＩ原発は同じような基準を採用していたが、運転員がＥＣＣＳを止めてしまったからであり、チェルノブイリは設計の欠陥とともに、運転員が六つの重大な違反を犯したことが原因だし、美浜では「振止め金具」が設計どおり入っていなかったから。

原告　そんなことを聞いていない。

裁判長　質問が長すぎるから分かりにくくなるので工夫してほしい。

原告　「指針」を変更する際の基準はあるのか。

石川　それはない。

航空機墜落の審査はやったのか？

原告　本件安全審査はＡ，Ｂ，Ｃの３グループでやったのか。

石川　そうだ。自分は原子炉施設担当のＡグループに属していた。